

# インクルーシブ教育制度下、幼・小・中学校で必要とされる知識と技能

## ～視覚に障害のある幼児児童生徒への対応 III～

北海道文教大学准教授 鈴木重男

### はじめに

平成 24 年 7 月、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会が設置した特別支援教育の在り方に関する特別委員会は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を報告<sup>(1)</sup>を出した。

この報告は、平成 19 年 9 月に国連で署名した「障害者の権利に関する条約（以後、「障害者権利条約」とする。）」<sup>(2)</sup>を、我が国が批准するための教育制度等を整備等するために検討した内容である。この障害者権利条約は、平成 20 年 5 月に発効している。

我が国が批准しようとしている障害者権利条約には、第 24 条として、次の教育に関する条項が掲載されている。

#### 第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1 の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。

(c) 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。

(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。

(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

3 締約国は、障害者が地域社会の構成員として教育に完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに適応及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b) 手話の習得及び聴覚障害者の社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

(c) 視覚障害若しくは聴覚障害又はこれらの重複障害のある者（特に児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1 の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育のすべての段階に従事する専門家及び職員に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

我が国においては、本条約に抵触しないようすでに批准に先立ち、平成 23 年 8 月、改正され、同日、公布・施行された障害者基本法<sup>(3)</sup>第 16 条「教育」条項には、「可能な限り障害

者である児童生徒と障害者でない児童生徒が共に教育が受けられよう配慮すること」とした規定が盛り込まれている。

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

今後の北海道の特別支援教育は、障害者権利条約の批准に伴うインクルーシブ教育システムの主旨が実現するような視点での特別支援教育の、より一層の推進・充実が求められる。

本稿は、このことを踏まえて、視覚に障害のある児童生徒が居住する地域の幼稚園、小学校、中学校等の通常の教育の場で、視覚に障害のある幼児児童生徒が共同学習として教育がなされることを想定し、先に報告<sup>(1)</sup>された中央教育審議会分科会の内容とともに、視覚障害児の体育・身体運動の指導について過年度の指導実践等を整理したものである。

## Ⅰ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の充実

### 1 インクルーシブ教育システムと特別支援教育との関係

先の中央教育審議会「特別委員会」報告において、インクルーシブ教育システムは「障害のない幼児児童生徒と同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズを踏まえた「多様な学びの場」での教育システム」であると定義され、障害児の就学や教育の場は、多様で柔軟な仕組みとして整備するよう次として述べている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

同報告は、特別支援教育とインクルーシブ教育の関係について、「特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。」として、特別支援教育の基盤の上にインクルーシブ教育システムが構築されるものと、その関係を明確に示している。

また、このためにも従前から言われていた「障害児教育の充実」「交流及び共同学習の推進」「障害者理解の推進」のより徹底した実施の方向性も打ち出している。

### 2 共に学ぶことについて

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、通常の教育の場で、共に学ぶ場合の基本的な方向性として、同報告は「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。」と述べている。

このことは、障害児と障害のない児童生徒が、ただ単に学びの場を一にするのではなく、障害のある児童生徒の立場に立って、「授業内容が分かり」かつ「学習活動に参加している実感・達成感」を持っているかを視点にした判断を行うべきとしている点に留意する必要がある。

### 3 合理的配慮について

また同報告は、インクルーシブ教育システム構築に必要な特別支援教育においても、障害者権利条約で示されている「合理的配慮」を否定することは、障害を理由にした「差別」と位置付けた上で、「合理的配慮」を次のように定義している。

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」である。

したがって、「合理的配慮」は個別の障害の状態等や教育的ニーズ等を踏まえて行われるとともに、学校の設置者や学校においては均衡を失した過度の負担を課さないものとしている点にも留意する必要がある。

視覚に障害のある児童生徒が通常の教育の場で共に学ぶ場合の「合理的配慮」については、同報告は次のように例示している。

なお、ここに例示された内容を見ると点字を常用する児童生徒ではなく、視覚を活用して学習可能ないわゆる「弱視」の児童生徒への配慮事項を視点とした「合理的配慮」が述べられている。

学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	見えにくさを補うことができるようにするための指導を行う。(弱視レンズ等の効果的な活用、他者へ積極的に関わる意欲や態度の育成、見えやすい環境を知り自ら整えることができるようにする 等)
学習内容の変更・調整	視覚による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(状況等の丁寧な説明、複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長、観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用、体育等における安全確保 等)
情報・コミュニケーション及び教材の配慮	見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う。(聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないもの(遠くのものや動きの速いもの等)を確認できる模型や写真 等)また、視覚障害を補う視覚補助具やICTを活用した情報の保障を図る。(画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア 等)
学習機会や体験の確保	見えにくさからの概念形成の難しさを補うために、実物や模型に触る等能動的な学習活動を多く設ける。また、気付きにくい事柄や理解しにくい事柄(遠かったり大きかったりして触れないもの、動くものとその動き方等)の状況を説明する。さらに、学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、主体的に状況の判断ができるように指導を行う。
心理面・健康面の配慮	自己の視覚障害を理解し、眼疾の進行や事故を防止できるようにするとともに、身の回りの状況が分かりやすい校内の環境作りを図り、見えにくい時には自信をもって尋ねられるような雰囲気を作る。また、視覚に障害がある児童生徒等が集まる交流の機会の情報提供を行う。
専門性のある指導体制の整備	特別支援学校(視覚障害)のセンター的機能及び弱視特別支援学級、通級による指導等の専門性を積極的に活用する。また、眼科医からのアドバイスを日常生活に必要な配慮に生かすとともに、理解啓発に活用する。さらに、点字図書館等地域資源の活用を図る。
幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	その子特有の見えにくさ、使用する視覚補助具・教材について周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。
災害時等の支援体制の整備	見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにするとともに、緊急時の安全確保ができる校内体制を整備する。
校内環境のバリアフリー化	校内での活動や移動に支障がないように校内環境を整備する。(廊下等も含めて校内の十分な明るさの確保、分かりやすい目印、段差等を明確に分かるようにして安全を確保する 等)
発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	見えやすいように環境を整備する。(眩しさを防ぐために光の調整を可能にする設備(ブラインドやカーテン、スタンド等)必要に応じて教室に拡大読書器を設置する 等)
災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	避難経路に明確な目印や照明を設置する。

#### 4 障害のある児童の就学の仕組みについて

また障害のある児童が小学校に就学するシステムについて、同報告は「本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」として、その仕組みを、現在の就学指導委員会との関連や障害のある児童生徒の教育的ニーズに対応した柔軟な転学等の対応も含めて次のように述べている。

○就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

○現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」（仮称）については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。

○就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。

○就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である。

つまり、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつも、市町村教育委員会と学校等が本人の教育的ニーズと必要な支援についての合意形成を原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定する手続きの流れである。

また、現在の就学指導委員会は、教育支援委員会（仮称）に名称変更されて、市町村教育委員会の下で作成された「個別の教育支援計画」を踏まえて、一貫した就学・修学支援がなされるよう提言されている。

この就学時については、同報告「資料 16」として、次の図が掲載されている。

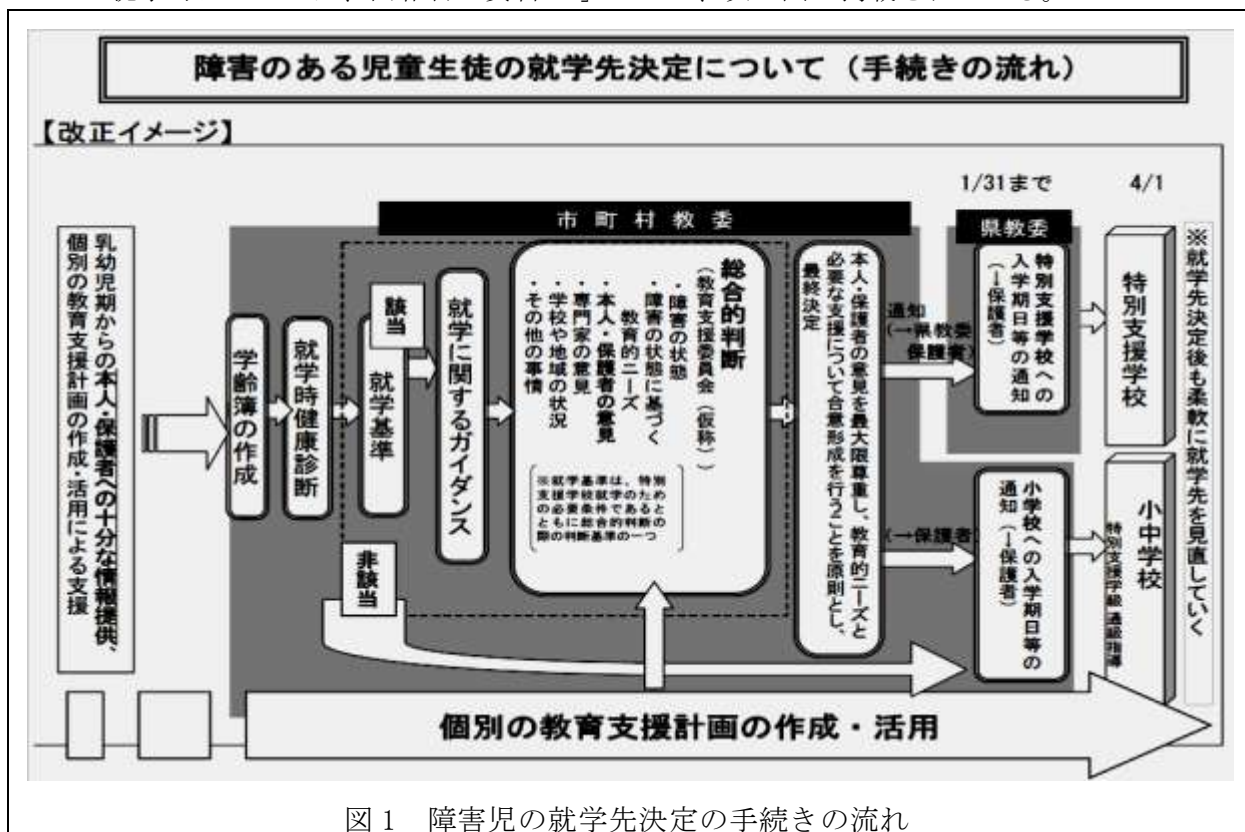


図 1 障害児の就学先決定の手続きの流れ

## II 視覚障害児の体育・身体運動

視覚に障害のある幼児児童生徒（以後、「視覚障害児」とする。）が幼稚園、小学校及び中学校で学ぶ際の指導上の留意について、函館教育経営研究所「教育の眼経営の眼」平成 22 年度第 18 号<sup>(4)</sup>で「視覚障害特別支援学校のセンター的機能について」「触察能力について」「点字指導法について」「弱視児童生徒の拡大教科書について」を、また同書平成 23 年度第 19 号<sup>(5)</sup>で「歩行指導について」「言語指導について」「弱視児童生徒の学習環境整備について」を整理・考察した。

今回は、先に整理した多様な能力等を支える基盤である「体育・身体運動」の指導上の留意等について、鈴木の指導実践を踏まえて整理・考察することとした。

さて視覚障害児は、視覚を通じた情報を得ることができにくいことから、視覚からの模倣を主にした各種身体運動の習得・習熟に困難さがみられ、触覚情報等を加味した特別な指導内容・方法の工夫によりその充実を図らなければならない。

特に、点字を常用する程度の視覚障害児は、視覚を活用できないことから補償・代償として特に発達しているエコーロケーション（反響定位）などの聴覚情報を処理する能力を最大限に活かす指導内容・方法を工夫することも求められる。

### 1 視覚障害児の体育・身体運動の Closed-skill 及び Open-skill

#### (1) Closed-skill 及び Open-skill の定義

視覚障害児の体育・身体運動の指導においては、視覚的情報を必要とせずに固定的な環境で実施される Closed-skill（閉じた技能）と、視覚的情報に基づいて判断し実行する流動的な環境で実施される Open-skill（開いた技能）の二つの技能系を基盤とした具体的な指導の在り方を工夫等することが重要である。この Closed-skill と Open-skill の二つの技能について世界盲人百科事典<sup>(6)</sup>は次のように定義している。

##### Closed-skill（閉じた技能）

- 運動感覚的フィードバック、固定された環境内での身体及び諸感覚器官の使用を含むが、行動に必要なとされたものの予測が極めて持ちやすいのが特徴
- 単調なものの反復によって、基本的技能または習慣的技能を習得させていく
- 環境からは独立している
- 身体像の形成、自己を中心とした空間の評価、空間軸の形成、身体移動のための基本的習慣形成が主なテーマ

##### Open-skill（開いた技能）

- 予測不可能な流動的な環境の要請で、予測が立とうが立つまいが、何らかの反応を強制されてくる刺激の中で遂行されなければならない場合に知覚的技能が最大限に活用される
- 視覚化及び心的地図の形成
- 速やかなる適応行動及び身体移動
- 身体各部の調整力
- 体重・パワー・重心の位置と運動感覚の協応
- 主体と外的事物との時間的・空間的（距離的・高度的・方向的）関係の把握
- 身体運動のリズム感
- 複雑な統一運動の統合
- 複雑な一連の運動又は、次々と連続して起こる運動の整合
- タイミングの体得
- 失明以前に行っていたような行動形式、ルールなどがそのまま適応される、すなわち視覚なしで失明以前に行っていたことを再び行うことが主なテーマ

#### (2) Closed-skill と Open-skill の関係

視覚的情報を得ることができない全盲児は、止まっているボールのキックや止まっている教師へのボールスロー、鉄棒などの固定器具での演技など、Closed-skill に属する技能は簡単に

習得することができる。

また、単一のものとして動いているボールや移動する人への対応は、動くものに鈴などの音で定位することができるような工夫を行うことにより、動いているボールをダイレクトにゴールシュートすること、視覚障害児が鬼となり、鈴を付けた人を見つけて追いかけたりすることはできる。

しかし、動きながら、敵や味方を区別して、パスをしたりパスをもらって、シュートするような、複数の物や人を定位することが同時に求められる Open-skill が基盤となる体育・身体運動は困難と言える。だがこれととも、例えば、ゴールやボールの空間での定位を可能にする聴覚情報の工夫や、メンバー同士の相互の声掛けなども含めて、サッカーであればコートでのゴール配置やポジション配置とそのポジション特有の役割等を、磁石付きの作戦版（タッチライン及びゴールラインは触察を可能とする凸部のラインとを貼る。）などにより、事前に学習することを積み重ねれば、Open-skill を基盤とするボールゲームでも実施することは可能になる。

Closed-skill と Open-skill の両者を動作の「単純」「複雑」、視覚情報の「少ない」「多い」で、整理したのが図 2 である。

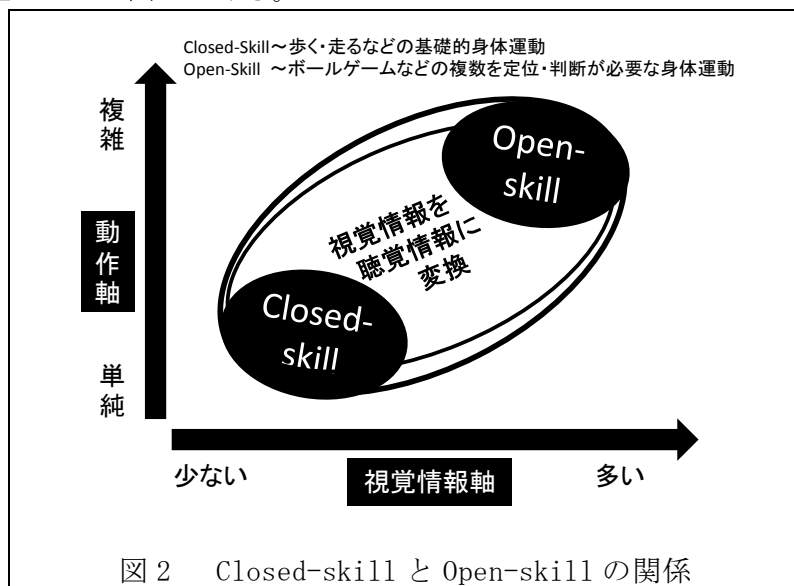


図 2 Closed-skill と Open-skill の関係

したがって、視覚障害の体育・身体運動を指導するためには、Closed-skill を徹底して指導した後、空間の定位等に留意した教材を工夫して Open-skill を指導するようにすると体育・身体運動の指導の実効性が上がるのである。

## 2 視覚障害児の体育・身体運動の基盤は歩行

### (1) 視覚障害児の歩行能力の 4 つの基本的能力

視覚障害児の体育・身体運動の基盤は、歩行運動である。しかし視覚障害児は、視覚による環境の定位は困難なことから、自らの体の中にしっかりと空間系の座標軸を備えるようにしないと、適切な空間移動が困難になることは明白である。

Kephart, N. (1960)<sup>(7)</sup> は、学習遅滞児への運動訓練として「姿勢」「側面性」「方向性」「身体像」の 4 項目を指導の中核とすべき点としている。

この 4 項目は、視覚障害児の歩行の基本的能力と重なることに留意すべきである。

#### 1 4 つの基本的能力

4 つの基本的能力は、姿勢、側面性、方向性、身体像である。

##### (1) 姿勢 Postuer

姿勢は、全ての運動類型の根本であるので、正確な姿勢の維持に努める。そのことによって、身体の空間における方向や空間低位 Spatial orientation が促進される。歩・走・跳、屈伸を正確な姿勢で行

うことらよって重力と身体の関係を学習することができる。

**(2) 側面性 Laterality**

左右側面の認知は、日常生活の中で不可欠な基本的運動感覚であり、自分自身を基準とした上下・前後・左右の学習をし、さらに四肢を用いて、空間の左右等の関係を意味づけて、正確な側面性を学習させることができる。もし、この学習が不満足な児童は、bとd、pとq等の過ちを犯す結果となる。

**(3) 方向性 Directionality**

これは、自分を基準とした側面性の発展で、それを空間に投影した観念である。それは、空間の一つのものを基準にした相対位置の認知能力である。例えば、一個の白球と一個の赤球があるときにどちらが左側にあるかというような相対位置の方向である。

**(4) 身体像 Body image**

自己の身体及び身体の運動の総合的な概念であり、身体運動の基本となる。

**(2) 視覚障害児の歩行指導の要素**

鈴木<sup>(8)</sup>は、Kephart, N. が学習遅滞児に必要とした「姿勢」「側面性」「方向性」「身体像」の4項目の基本的能力に着目して、視覚障害児の体育・身体運動の基盤としての歩行指導をつぎの12要素で整理して、各要素をプログラム化し、幼稚部から中学部までを一貫的に指導した。

- ① ボディーイメージ要素
- ② 方向概念要素
- ③ 対音源歩行要素
- ④ 音源軌跡要素
- ⑤ 歩行軌跡要素
- ⑥ 対風、対太陽に対しての身体の方角づけ要素
- ⑦ 空間構成物の関係把握要素
- ⑧ 白杖探索要素
- ⑨ 白杖操作要素
- ⑩ 歩行標識と点地図作成要素
- ⑪ 読図歩行要素
- ⑫ 雪路白杖操作要素

**3 視覚障害児の体育・身体運動の実際**

鈴木は視覚障害児の体育・身体運動の指導について、歩行指導を基盤にするとともに、その体育・身体運動が持っている「特有な運動のイメージをいかにして伝えるか」、また「マットや跳び箱やゴールなどの器具の位置の定位をどう工夫するか。」にしてやるか」に留意するとともに、先に述べた種目ごとにおける Closed-skill 及び Open-skill の具体的な内容、さらに視覚に障害のない児童生徒が行っている通常の種目をどう工夫して取り入れるのかを整理・実践し、次として「視覚障害」No.59 に発表<sup>(9)</sup>した。

80年代の視覚障害児教育(9) ～盲学校体育をノーマライゼーションの理念で～  
北海道高等盲学校 鈴木 重男

1. はじめに

現在、視覚障害児といわれ、盲学校という狭い空間で手厚い保護のもとで、生活している児童・生徒も数年後には正眼児童・生徒と同じ場に立って社会生活をしなければならない。

盲学校が人格陶冶・学習の場として一番適しているとの理由で、分離された状態におかれていて、ある時期に突然に社会的に統合されるわけである。

体育を指導する者から見て、視覚障害児童・生徒は、社会的・職業的に統合されるが、体育的に統合されることは極めて少ない現実がある。ここに現在の盲学校体育が考えなければならない点があると私は考える。

盲学校の体育とは何か、視覚的にハンディキャップを持った児童・生徒にそのハンディキャップを埋めるよう補助し、配慮した、正眼児童・生徒と同じ内容の体育である。盲学校の児童・生徒に正眼児童・生徒と共通した特殊性ある各運動のイメージを与えたり、各運動特有の技術を習得させる体育である。

盲学校児童・生徒の視覚情報量の少なさ、処理の劣っていることに指導意識を集中するのではなく、配慮

してできるところを捜すことに集中しなければならないのではないのでしょうか。連続した視覚的能力のどこかで切られて、盲学校の児童・生徒とならざるをえなかった者を受けもつものとして、なおさらその感を強くするのである。

## 2. 盲学校児童・生徒の将来の体育を

十数年前の新聞と雑誌に広島盲学校のサッカー指導が掲載されていた。それはちょうど、昨今、新聞に「全盲の●●さん△△マラソンに挑戦する」と書かれているのと同じ扱いであった。全盲でもできるのかとの発想からであろう。しかし、その意味は大きく違うと思う。前者は、体育指導者の体育観から主導されたことであり、後者は、盲学校児童・生徒にも正眼児童・生徒と同じ内容の体育をと考え実践された体育指導者の心が、視覚障害者自身の主体性となって具現化したのではないだろうかと推測する。

ノーマライゼーションの理念のもとで体育を展開した場合、盲学校児童・生徒の心をもゆりうごかし、自らが正眼者社会でのスポーツ活動に参加するという体育的インテグレーションを、今日よりもさらに促すことになるのではないだろうか。

一方、盲学校独自の盲人〇〇という運動を体育の主要な内容とする人もいる。受けもった児童・生徒の実態に即応し運動量を確保するためにはいたしかたのないところもあるが、そのような偏差にみちた運動文化は、盲学校児童・生徒の将来において益になる事が少なかった現実を踏まなければなるまい。盲人〇〇という運動の全国ルールは、各盲学校や各地域に適合していないのであり、さらにその制限は、反スポーツ的な制限であると考えられる。少ないながらも視覚的情報を得て処理できる者にも「目かくし」させたりする。一般のスポーツにおける制限は、もっと違う観点からである。一つは、アンジェントルマンなプレーの制限である。二つは、危険を防止するための制限である。三つは、特有な運動をさらに特有にするための制限であって、人格のもつ基本的な能力を制限するものではなく、それよりも特有な能力をさらに高めるための制限である。

また、一般社会には視覚障害者だけを対象とするスポーツ活動は数少なく、たくさんの同じ障害者が集まれる大都市や、その中でも優れて高い力を持つ人達は、このような状況下においても、盲人〇〇というスポーツを享受することができるが、大多数の視覚障害者は一般社会におけるスポーツ活動においては、埋没したままである。

## 3. 一般社会のスポーツ活動に参加できる全盲

私個人の体験から述べさせていただくが、盲学校に新卒で入った翌年に、日本ライトハウスに研修に行かせていただいた時のことである。日比野さんという私と同年で全盲の訓練生（現在、日本ライトハウス職業・生活訓練センター副所長）とお会いした。彼は、昼休みの食後の運動として卓球の試合をしませんかと言われた。私は、『へん、目も見えないくせになが卓球だ』と、内心思ったが黙っていた。昼食も終わり休み時間になり、2階の卓球場に行った。日比野さんは、そこで待っており私にこう言った。『鈴木君のラケットを裏がえしにして、ラケットに当たる音を聞こえるようにして下さい』と。その時でさえ、「なにをなまいきな目も見えないくせに』と黙っていた。

私は、卓球は得意なほうではないが、人並みの腕を持つと自負していた。私は、口先で「お願いします」と、言った。ここまで読むともうお解りでしょうが、私は試合に負けてしまったのです。日比野さんは、前陣速攻の形でボールの落下音への反応が速く強烈なスマッシュを持っていたのでした。私は、中学生のころより競技生活を始めており、強い者が善人のような考え方があって、盲学校で児童・生徒を指導していても、きっとそのような考えをもとにした盲人観で接していたことであつた。日比野さんに負けてショックよりも、「これだ、これだ」と言う爽快な気持を味わったのを今でも覚えている。

卓球のようにオープンスキルに属する運動も、クローズドスキルの集積したものと体を通して学び、目が見えなくてもある運動のイメージを持ちながら、配慮されたトレーニングをしたなら、見えなくても見える者に優るものと体感すると同時に、全盲にも普通の卓球をと指導した日本ライトハウスの心に打たれた。それ以来、運動特有のイメージを全盲児・生徒にどう指導したらよいか、視覚情報以外の手掛りをどう工夫すればよいかを考えるようになった。

## 4. 目が見えないだけのことである 一目が見えても様々な個人差がある

先天・早期失明で、イメージのないあるいは、イメージが希薄な児童・生徒を中心に考えてゆきたい。先天・早期失明児童・生徒を中心にするることにより、これ以上の視覚能力を有するあるいは中途失明の児童・生徒は、楽に指導配慮できることになる。ここに述べることは、一例にすぎず、各盲学校の諸先輩においては優れたご実践をされていることと思うが、おつきあい願いたい。

### 1) 体操領域

内容としては、

- ① 一人で行うもの
- ② 複数で行うもの
- ③ 器具を使用して行うもの

になるが、盲学校においては、フォームの指導が一番大切なことになるのではないだろうか。

そのために、

- a 言語によって
- b 直接体に触れて修正（後ろから）



- c 指導者の体に触れさせて
- d モデル人形に触れさせて

の方法がある。

## 2) 個人的スポーツ領域

### ① 陸上競技

#### a 短距離走

音源を用いるが、音源は継続音よりも断続音のほうがよく、車のバックブザーが安価で使用しやすい（12ボルト）が、風向きを考えセットしなければいけない。

#### b 長距離走

ア. グランド内周回で行う場合は、コーナーに走る方に向けて音源をセットする。介助が必要な場合は、鈴を2、3個ポケットに入れ、前走するか、肘を軽く接触するようにして併走（生徒の腕は・自由に振らせる）する。

イ. 街路を走る場合は、Sonic-guideを使用すると慣れると前走だけでよいが、それ以外は、鈴を用いる方法や肘を軽く接触させる方法がよい。

#### c 走り幅跳び

跳ぶ方向に音源をセットして

ア. 短助走で踏み切らせる。

イ. 踏み切の数歩前（決めておく）に、特色あるマットを敷く。

ウ. 踏み切りの数歩前に接点スイッチを持った横バーを置き、通過すると音刺激が出るようにする。

#### d 走り高跳び

短助走で行わせる。ベリーロールや背面跳びのように、バーのそばで踏み切る形がやりやすい。

#### e 砲丸投げ、円盤投げ

投げる方向に音源をセットする。さらに押し出す角度を指導するために、竹バー等の先に鈴をつけて指導する。

### ② 器械遊動

7、8年前千葉盲学校ですばらしい実践がなされていた。

#### a 鉄棒

高鉄棒の指導の経験はない。低鉄棒においては、フォームのイメージをしっかりと持たせる。

#### b マット運動及び平均台運動

平均台の指導経験はない。マット運動は鉄棒と同じようにフォームの指導をしっかりと行う。

#### c 跳び箱運動

着手する部分を3分割して、着手する所をはっきりと解るようにしてやる。

あおむけとび等は、ぶつかったり、落ちてよいように、跳び箱の回りにマットを巻いておく。

### ③ 水泳

音源とコースロープを用いると一人で自由にこなせる。現在プールサイド数m前にあぶくを放射する装置を持ったプールも出てきているので、この場合クロールのフリップターンも指導しやすくなる。

### ④ スケート（アイス、ローラー）

周回コースの場合は、コーナーに音源をセットすることにより、位置の自己確認もしやすくなる（スピーカーの音も同じである）。アイススケートでは、前走者等の蹴る刃の音も利用できる。ローラースケートとスクエアの場所での指導経験はない。

### ⑤ スキー

#### a アルペン系

スキー場の地図を作っておく

ア. リフトの塔（ほとんどスピーカーが設置されている）

イ. 斜面変化（凸凹、緩急、上下等）の2点を情報として入れておき、滑べる前に太陽が出ていれば、地図の方向と太陽の方向を指導する。

生徒の能力により

あ. 前をバックのブルークで滑り、指示する。

い. 後ろから指示する。

う. パラレルになって横で指示する。

え. 前を音源をもって滑る。

の段階で情報を与えてやる。

#### b クロスカントリー系

しっかりしたコースが整備されたならば、これ程視覚障害児童・生徒に適するものはない。コースからはみ出さない限り、一人で自由に楽しむことができる。普通のコースでは、

ア. 数10m前の状態を指示する。

イ. 状態が変化する5m位前でスキー技術も含めて指示する。

が、慣れると鈴を持って前走するだけでよい。ただし急な下り坂は、生徒と共同してブルーク（内側

- の膝、肩をくっつけ、内側のスキーと靴もくっつけて、両者の外側のスキーで行う) 姿勢を形作る。
- 3) 集団的スポーツ領域  
バスケットボール、バレーボール、サッカー、ハンドボールがある。そのいずれも鈴入りボールを用い、ゴール裏に音源をセットする。また競技場のアウトラインを点図にする。
- ① バスケットボール  
ドリブル、パスを送る、シューティング、バウンド数の多いパスの捕球はできるので、所属するグループの実態に合わせ実際のルールに似せたルールを、全盲生に適用する。
- ② サッカー
- ③ ハンドボール  
の2種目もバスケットボールと同じ扱いで行える。
- ④ バレーボール  
サーブとクイックのスパイクおよびブロッキングは、可能であるのでそれを生かせるように、全盲生にのみ適用するルールを工夫する。  
いずれにしても浮いたボールを相手にするので、目を保護するための眼保護用ゴーグル(ショックに弱い児童・生徒すべてに)を常用させる。
- 4) 格技領域  
柔道の指導経験しかないが、柔道は視覚的ハンディキャップがほとんどない運動であり、私が勤務する学校では以前のような活動がみられないが、町道場に通って修練していた全盲が過去に数人いた。  
結局、全盲児童・生徒への体育における指導配慮は、
- ① いかにして特有な運動のイメージを持たせるか。  
② いかにして位置を定位してやるか。  
の2点につまめるのではないだろうか。  
トレーニングさえ積めば、正眼も全盲も同じ結果を見るのは明かなことである。
5. おわりに  
学校体育の範ちゅうの運動の他に、ボーリング、アーチェリー、ゴルフ、ボート、ウェトリフティング、社交ダンス、つり、ハイキング、登山、キャンプ、オリエンテーリング等々の商業スポーツ・社会体育的スポーツなどについても、体育としてあるいは体育的行事として指導し、生涯的にスポーツ活動を生活の中で享受できる実行体に、あるいはチャンスがあればやってみたいと意欲を持たせる可能体に児童・生徒の状態にするのが、分離された教育の場にある盲学校の体育に課せられた使命ではないだろうか、と考えます。

## おわりに

今回は、障害者権利条約の批准に伴う「インクルーシブ教育制度の方向性」及び通常の教育の場に共同学習として措置された場合の「視覚障害児の体育・身体運動」の指導について整理した。

インクルーシブ教育は、特別支援教育の充実により発展的に必ず制度化される教育形態であることから、教育に関係する全ての方々が身につけておくべき知識である。その一端となれば幸いである。

### 引用・参考資料

- (1) 平成 24 年 7 月 文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
- (2) 外務省ホームページ 「障害者の権利に関する条約」  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei\\_32b.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32b.html)
- (3) 平成 23 年 8 月 改正障害者基本法
- (4) 2011 年 鈴木重男他「インクルーシブ教育制度下、幼稚園、小・中学校で必要とされる知識と技能～視覚に障害のある幼児・児童生徒への対応～」函館教育経営研究所「教育の眼経営の眼」平成 22 年度第 18 号
- (5) 2012 年 鈴木重男他「インクルーシブ教育制度下、幼稚園、小・中学校で必要とされる知識と技能～視覚に障害のある幼児・児童生徒への対応Ⅱ～」函館教育経営研究所「教育の眼経営の眼」平成 23 年度第 19 号  
同書平成 23 年度第 19 号<sup>(5)</sup>
- (6) 昭和 47 年 世界盲人百科事典 日本ライトハウス
- (7) Kephart,N.(1960) The Slow Learner in the Classroom 発達障害児 医歯薬出版.
- (8) 1975 鈴木重男 「先天視覚障害児および早期失明児への歩行指導プログラムの過程的試行」視覚障害研究 第 2 号 日本ライトハウス
- (9) 1982 年 鈴木重男 「80年代の視覚障害児教育(9)盲学校体育をノーマライゼーションの理念で」視覚障害No.59 日本盲人福祉研究会